

本県最低賃金1068円

64円増、上げ幅最高

地方審答申

栃木地方最低賃金審議会(会長・藤井亮二白鷗大法学部教授)は5日、2025年度の本県の最低賃金を1時間当たり64円(6・37%)引き上げ、1068円に改定するよう全会一致で決定し、栃木労働局の川口秀人局長に答申した。引き上げは22年連続。現行方式となった02年以降、引き上げ幅は初の6%台と最高を更新した。10月1日から適用される予定。全国の地方審議会の中で最も早く答申が出された形だ。

栃木地方審議会は公益委員、労働者、使用者の代表委員各5人、計15人で構成する。そのうち各3人、計

9人が7月31日～8月5日にかけて3回の専門部会で審議した。例年通り10月1日に改定するには、異議申立期間などを考慮すると、8月上旬に答申する必要があった。中央の目安額が決まらず、提示される前に栃木地方審議会の議論が始まったため、当初は労働者と使用者で引き上げ額を巡る意見の

隔たりが大きかった。労働者側は「1日遅れれば最低賃金の引き上げも遅れ、働く人に不利益になる」と早期決着を強く要望。使用者側も、目安額を上回る改定額の都道府県には財政支援するとした政府方針を踏まえ、引き上げを受け入れた。答申には使用者側の要望により、政府の財政支援を念頭に「単年度限りではない継続的な支援を要望する」などとする付帯事項も盛り込まれた。(延藤哲史)

(2面に関連記事)

最低賃金は、厚生労働省の中央最低賃金審議会が都道府県ごとに引き上げ目安